

北広島町地域公共交通M a a S 推進に係る ホープタクシーの変更内容について

1. 提 案

現在北広島町内を運行しているホープタクシーについて、利便性向上と持続可能な運行の実現に向けてM a a Sの推進を行う。

2. 変更の理由

M a a S 推進によりホープタクシーの利便性向上と持続可能な運行の実現に向けて、営業区域の拡大や、運送区間の変更、目安時刻の撤廃や変更をしようとするものです。

3. 変更内容

(1) 運行主体

- | | |
|-------------------|--|
| ①千代田地域
(北部エリア) | 広島県山県郡北広島町有田 84-2
ちよだタクシー 株式会社
代表取締役 堀田 和義 |
| ②千代田地域
(西部エリア) | 広島県山県郡北広島町蔵迫 14
有限会社 八重タクシー
代表取締役 田中 宏幸 |
| ③千代田地域
(南部エリア) | 広島県山県郡北広島町壬生 452-26
壬生交通 株式会社
代表取締役 友廣 久司 |
| ④豊平地域 | 広島県山県郡北広島町戸谷 1123-4
有限会社 豊平交通
代表取締役 上原田 信司 |

(2) 実施予定日：令和7年4月1日

(3) 変更の内容

①②③千代田地域

- ・「北部エリア・西部エリア・南部エリア」を1つのエリアに統合する。
- ・オンデマンド化により目安時刻を撤廃する。
※鈴張エリアに向かう本地線1便2便は除く

○運行目安表 別紙1のとおり

○協議運賃 別紙(千代田)のとおり

④豊平地域

- ・「北部エリア・南部エリア」を1つのエリアに統合する。
- ・オンデマンド化により目安時刻を撤廃する。
※千代田西部エリアに限り、運行対応する可能性もある。

○運行目安表 別紙2のとおり

○協議運賃 別紙（豊平）のとおり

ホープタクシー千代田北部・西部・南部エリア運行目安表

別紙1

※予約がない場合は運行しません。

【変更前】 ~R7. 3. 31

エリア・路線名		運行目安時刻									
千代田北部エリア	川戸線		千代田共通 エリア	→	川戸	→	千代田共 通エリア				
		1便	7:00	→	7:25	→	8:00				
		2便	8:40	→	9:05	→	9:50				
		3便	11:00	→	11:25	→	12:10				
		4便	13:10	→	13:35	→	14:20				
		5便	14:50	→	15:10	→	15:20				
	6便	17:40	→	18:15	→	18:35					
	壬生線		千代田共通 エリア	→	川井・保余 原	→	千代田共 通エリア				
		1便	8:00	→	8:10	→	8:20				
		2便	9:50	→	10:30	→	10:40				
		3便	10:40	→	11:20	→	11:30				
		4便	12:10	→	12:50	→	13:00				
5便		15:20	→	16:00	→	16:10					
6便	16:10	→	16:50	→	17:00						
千代田西部エリア	寺原今田線		千代田共通 エリア	→	蔵迫・舞綱 (各地域を 経由)	→	千代田共 通エリア				
		1便	9:10頃	→	9:40頃	→	10:10頃				
		2便	11:10頃	→	11:50頃	→	12:30頃				
		3便	12:30頃	→	13:00頃	→	13:30頃				
		4便	17:30頃	→	18:00頃	→	18:30頃				
	本地線		千代田共通 エリア	→	川戸	→	鈴張 (各地域を 経由)	→	本地	→	千代田共通 エリア
		1便	6:10頃	→	6:21頃	→	6:38頃	→	6:55頃	→	7:06頃
		2便	7:10頃	→	7:40頃	→	7:55頃	→	8:20頃	→	8:50頃
		3便	10:10頃	→	-	→	-	→	10:40頃	→	11:10頃
		4便	13:30頃	→	-	→	-	→	14:00頃	→	14:30頃
5便	16:30頃	→	-	→	-	→	17:00頃	→	17:30頃		
千代田南部エリア	南方線		千代田共通 エリア	→	上根 (各地域を 経由)	→	千代田共 通エリア				
		1便	8:30頃	→	9:30頃	→	10:30頃				
		2便	11:30頃	→	12:30頃	→	13:30頃				
		3便	13:40頃	→	14:40頃	→	15:40頃				
		4便	16:00頃	→	17:00頃	→	18:00頃				

【変更後】 R7.4.1~

エリア・路線名		運行間隔時間								
千代田(北部・南部)エリア		7:00~18:00の間 1時間につき1往復運行								
千代田 (西部エリア)		千代田共通 エリア	→	川戸	→	鈴張 (各地域を 経由)	→	本地	→	千代田共通 エリア
	1便	6:10頃	→	6:21頃	→	6:38頃	→	6:55頃	→	7:06頃
	2便	7:10頃	→	7:40頃	→	7:55頃	→	8:20頃	→	8:50頃
		8:50~18:00の間 1時間につき1往復運行								

※年末年始(12/30~1/3)運休

ホープタクシー 豊平北部・南部エリア運行目安表

※予約がない場合は運行しません。

【変更前】～R7. 3. 31

エリア	運行目安時刻																	
豊平北部エリア		豊平共通 エリア		中原		下石・ ローソン 蔵迫店		中原		豊平共通 エリア								
	1便★	7:00頃	→	7:35頃	→	-	→		→	8:00頃								
	1便※					7:15頃	→	7:35頃	→	8:20頃								
	2便	8:30頃	→	9:15頃	→	9:35頃	→	9:55頃	→	10:25頃								
	3便	11:30頃	→	12:15頃	→	12:35頃	→	12:55頃	→	13:40頃								
	4便	13:50頃	→	14:20頃	→	14:40頃	→	15:00頃	→	15:30頃								
	5便	15:30頃	→	15:55頃	→	16:20頃	→	16:40頃	→	17:25頃								
豊平南部エリア		豊平共通 エリア	→	戸谷・長 笹・吉木	→	豊平共通 エリア	→	今吉田・ 阿坂	→	豊平共通 エリア	→	本地	→	蔵迫・千代 田共通エリ ア	→	本地	→	豊平共通 エリア
	1便	7:30頃	→	8:00頃	→	8:10頃												
	2便	8:10頃	→	8:30頃	→	8:50頃	→	9:10頃	→	9:30頃	→	9:40頃	→	10:00頃	→	10:20頃	→	10:30頃
	3便	10:30頃	→	10:50頃	→	11:10頃	→	11:30頃	→	11:50頃	→	12:00頃	→	12:20頃	→	12:40頃	→	12:50頃
	4便	12:50頃	→	13:10頃	→	13:30頃	→	13:50頃	→	14:10頃	→	14:20頃	→	14:40頃	→	15:10頃	→	15:15頃
	5便★	15:15頃	→	15:20頃	→	15:25頃												
	6便	15:40頃	→	16:10頃	→	16:40頃	→	17:00頃	→	17:20頃								
	★水曜日のみ運行																	

※年末年始(12/30～1/3)運休

【変更後】 R7.4.1～

エリア	運行間隔時間
豊平 (北部・南部) エリア	7:00～18:00の間 1時間につき1往復

※年末年始(12/30～1/3)運休

別紙（千代田）

1. 旅客運賃の額と計算方法

- ア 運賃は区域均一運賃とし、500円とする。
ただし、乗継の場合は1回均一200円とする。
- イ 小児運賃は大人運賃の半額とする。ただし、1歳未満及び1歳以上6歳未満で保護者同伴の場合は、保護者1人につき小児1人を無料とし、2人目から小児運賃とする。
- ウ 定期旅客運賃を計算するうえで、円単位の運賃が生じる場合は、10円単位に四捨五入する。
大人運賃・・・中学生以上の者
小児運賃・・・小学生以下の者

2. 運賃の算出基礎

収支予算書

支 出(千円)		収 入(千円)	
車両代・消耗品費	2,000	補助金(町より)	10,400
人件費	5,350		
管理費	3,840		
事業外費用	710		
合 計	11,900	合 計	10,400

運行日数: 300日(日曜・祝日を除く)
運行時間: 8:10~18:30までの10時間
収支差額=▲1,500千円
1日あたり収支差額=▲1,500千円÷300日=5千円
1日あたりの乗車予想人員=10人
※運賃の算出: ▲5,000円÷10人=500円

3. 運賃の適用方法

- (1)この運賃は、当社運行ホープタクシー千代田運行路線に適用する。
- (2)大人運賃と小児運賃の区分は、次に掲げる区分による。
大人運賃・・・中学生以上の者
小児運賃・・・小学生以下の者
- (3)旅客運賃の適用方法は、次のとおりとする。
- ア 普通旅客運賃
①片道旅客運賃は、旅客が片道1回乗車する場合に適用する。
②旅客が途中下車したときは、原則として前途区間の乗車を認めない。
- イ 定期旅客運賃
①定期旅客運賃は、旅客が不定停留所間を不定回数乗車する場合に適用する。
②定期乗車券を使用する旅客については、途中下車及び乗車回数を制限しない。
③定期旅客運賃の算出方法は以下のとおりとする。
通学及び通勤
◎1ヶ月定期旅客運賃
基準運賃額×50×(1-0.4)
◎3ヶ月定期旅客運賃
1ヶ月定期旅客運賃×3
◎6ヶ月定期旅客運賃
1ヶ月定期旅客運賃×6
◎12ヶ月定期旅客運賃
1ヶ月定期旅客運賃×12
- ウ 回数旅客運賃
①回数旅客運賃は、旅客が不定停留所間を多回数乗車する場合に適用する。
②回数乗車券を使用する旅客が途中下車したときは、前途区間の乗車を認めない。
③回数乗車券の種類は次のとおりとする。

種 類	券種	枚数	運賃額	割引率	備考
普通回数旅客運賃表	500	11	5,000	9.1%	
	300	11	3,000		
	250	11	2,500		

- (4)旅客運賃の割引の適用は、次のとおりとする。

対 象 者	運 賃
身体障害者手帳所有者	300
療育手帳所有者	300
精神障害者保健福祉手帳所有者	300
児童福祉法の適用を受ける者	300
上記の介護人、付添人	300

4. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

該当なし

別紙（豊平）

1. 旅客運賃の額と計算方法

- ア 運賃は区域均一運賃とし、500円とする。
ただし、乗継の場合は1回均一200円とする。
- イ 小児運賃は大人運賃の半額とする。ただし、1歳未満及び1歳以上6歳未満で保護者同伴の場合は、保護者1人につき小児1人を無料とし、2人目から小児運賃とする。
- ウ 定期旅客運賃を計算するうえで、円単位の運賃が生じる場合は、10円単位に四捨五入する。
大人運賃・・・中学生以上の者
小児運賃・・・小学生以下の者

2. 運賃の算出基礎

収支予算書

支 出(千円)		収 入(千円)	
車両代・消耗品費	2,000	補助金(町より)	10,400
人件費	5,350		
管理費	3,840		
事業外費用	710		
合 計	11,900	合 計	10,400

運行日数: 300日(日曜・祝日を除く)

運行時間: 8:10~18:30までの10時間

収支差額=▲1,500千円

1日あたり収支差額=▲1,500千円÷300日=5千円

1日あたりの乗車予想人員=10人

※運賃の算出: ▲5,000円÷10人=500円

3. 運賃の適用方法

(1)この運賃は、当社運行ホープタクシー豊平運行路線に適用する。

(2)大人運賃と小児運賃の区分は、次に掲げる区分による。

- 大人運賃・・・中学生以上の者
- 小児運賃・・・小学生以下の者

(3)旅客運賃の適用方法は、次のとおりとする。

ア 普通旅客運賃

- ①片道旅客運賃は、旅客が片道1回乗車する場合に適用する。
- ②旅客が途中下車したときは、原則として前途区間の乗車を認めない。

イ 定期旅客運賃

- ①定期旅客運賃は、旅客が不定停留所間を不定回数乗車する場合に適用する。
- ②定期乗車券を使用する旅客については、途中下車及び乗車回数を制限しない。
- ③定期旅客運賃の算出方法は以下のとおりとする。

通学及び通勤

- ◎1ヶ月定期旅客運賃
基準運賃額×50×(1-0.4)
- ◎3ヶ月定期旅客運賃
1ヶ月定期旅客運賃×3
- ◎6ヶ月定期旅客運賃
1ヶ月定期旅客運賃×6
- ◎12ヶ月定期旅客運賃
1ヶ月定期旅客運賃×12

ウ 回数旅客運賃

- ①回数旅客運賃は、旅客が不定停留所間を多回数乗車する場合に適用する。
- ②回数乗車券を使用する旅客が途中下車したときは、前途区間の乗車を認めない。
- ③回数乗車券の種類は次のとおりとする。

種 類	券種	枚数	運賃額	割引率	備考
普通回数旅客運賃表	500	11	5,000	9.1%	
	300	11	3,000		
	250	11	2,500		

(4)旅客運賃の割引の適用は、次のとおりとする。

対 象 者	運 賃
身体障害者手帳所有者	300
療育手帳所有者	300
精神障害者保健福祉手帳所有者	300
児童福祉法の適用を受ける者	300
上記の介護人、付添人	300

4. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

該当なし